4　「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第２位以下を四捨五入した数値をいう。

5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年３月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－３　プリンタ等

⑴　品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表２－２に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式のプリンタにあっては、表３に示された区分ごとの基準。 エ．インパクト方式のプリンタにあっては、表４に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあっては、表５－１に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあっては、表５－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　「大判プリンタ」とは、幅が406㎜以上の連続媒体に対応する製品を含み、Ａ２又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表１－１　モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦15	≦1.0	要件の適用なし
15＜ipm≦24	≦0.10×ipm－0.5	
24＜ipm≦40		購入時において標準装備又は任意の付属品
40＜ipm≦44	≦0.35×ipm－10.3	
44＜ipm≦82		購入時において標準装備
82＜ipm	≦0.70×ipm－39.0	

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間にＡ４又は8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。Ａ４用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表１－２、表２－１、表２－２、表３、表４、表５－１及び表５－２において同じ。

２　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．⑴」による。以下表１－２、表２－１及び表２－２において同じ。

表１－２　モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件の適用なし
10＜ipm≦24	≦0.10×ipm＋0.5	
24＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦44	≦0.35×ipm－6.0	
44＜ipm≦68		購入時において標準装備
68＜ipm	≦0.70×ipm－30.0	

表２－１　カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm＋2.8	要件の適用なし
19＜ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32＜ipm≦39	≦0.35×ipm－5.2	
39＜ipm≦58		購入時において標準装備
58＜ipm	≦0.70×ipm－26.0	